

埼玉県防犯環境整備推進補助金交付要綱

(趣旨)

- 第1条 県は、防犯環境の整備推進を目的として、犯罪を起こさせにくい地域環境づくりを推進するため、市町村が行う防犯のまちづくりのための事業に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。
- 2 前項の補助金の交付に関しては、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助事業者)

- 第2条 この要綱において「補助事業者」とは、補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）を行う市町村をいう。ただし、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市を除くものとする。

(補助事業等)

- 第3条 補助事業、補助額及び補助限度額等については、別表のとおりとする。

(申請書の様式等)

- 第4条 規則第4条第1項の申請書の様式は、様式第1号のとおりとする。
- 2 前項の申請書の提出期限は、原則として毎会計年度1月末日とする。
- 3 規則第4条第2項第1号から第4号に掲げる事項に係る書類の添付は要しない。
- 4 規則第4条第2項第5号の知事が定める事項に係る書類は、次のとおりとする。ただし、事業の性格上作成を要しないものについては、添付を要しない。
- (1) 見積書又はこれに代わる書類
 - (2) 実施設計書（位置図、配置図、設計図を含む）
 - (3) 別表に掲げる事業のうち1（1）、（2）は、犯罪抑止対策計画書を提出するものとする。
 - (4) その他知事が必要と認める書類

(交付決定通知書)

- 第5条 規則第7条の交付決定通知書の様式は、様式第2号のとおりとする。

(補助事業の変更)

- 第6条 補助事業者は、補助事業の計画を変更（第3項に定める軽微な変更を除く。）しようとする場合は、速やかに次の各号の申請書を提出して、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。
- (1) 補助金の額に変更を生じるとき 様式第3号
 - (2) 補助金の額に変更を生じないとき 様式第4号
- 2 知事は、前項の承認を決定したときは、次の各号の様式の通知書を交付するものとする。
- (1) 補助金の額に変更があるとき 様式第5号
 - (2) 補助金の額に変更がないとき 様式第6号
- 3 第1項の軽微な変更は、補助事業ごとに次の各号のいずれかに該当する変更とする。

ただし、補助事業の内容を大幅に変更しないものに限る。

- (1) 補助対象経費が100万円以下のときの補助対象経費の減額
- (2) 補助対象経費の20パーセント以内の減額
- (3) 補助対象経費の20パーセント以内の増額（補助金の額に変更を生じないときに限る。）

（補助事業の中止・廃止）

第7条 補助事業者は、補助事業を中止又は廃止しようとする場合は、速やかに様式第7号の申請書を提出して、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

2 知事は、前項の承認を決定したときは、様式第8号の通知書を交付するものとする。

（状況報告）

第8条 補助事業者は、補助事業の進行の状況について知事の要求があった場合には、当該要求に係る事項を書面で知事に報告しなければならない。

（実績報告書）

第9条 規則第13条の報告書の様式は、様式第9号のとおりとする。

2 前項の報告書の提出期限は、補助事業の完了（補助事業の廃止を含む。）後30日以内、又は会計年度終了の日のいずれか早い期日とする。

3 規則第13条の報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、事業の性格上作成を要しないものについては、この限りではない。

- (1) 事業実施前及び事業完了後の写真又は事業内容の分かる写真
- (2) 補助事業に係る契約書の写し
- (3) 補助事業者の財務規則等に基づく契約の履行の届出の書面の写し
- (4) 補助事業者の財務規則等に基づく検査調書の写し
- (5) 第5条の交付決定通知書の写し及び第6条第2項の通知書の写し
- (6) その他参考となる資料

4 別表に掲げる事業のうち1（1）における県指定市町村は、事業実施後3か月後、6か月後、1年後に犯罪抑止対策実績報告書を提出するものとする。

（補助金額の確定通知）

第10条 規則第14条の通知の様式は、様式第10号のとおりとする。

（請求書の提出）

第11条 補助事業者は、補助金の支払いを受けようとするときは、前条の通知書を受領後、速やかに様式第11号の請求書を知事に提出するものとする。

（財産処分の制限）

第12条 規則第19条第2号の知事の定めるものは、取得価格が50万円以上のものとする。

2 規則第19条ただし書きの知事が定める期間は、事業完了後5年とする。

3 補助事業者は、規則第19条の規定に基づき、補助事業により取得した財産の処分について承認を受けようとする場合は、様式第12号の申請書を知事に提出しなければならない。

4 知事は、前項の承認を決定したときは、様式第13号の通知書を交付するものとする。

る。

(書類の整備保管)

第13条 補助事業者は、補助事業等に係る収入及び支出等を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出等についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。

2 前項の帳簿及び証拠書類は、当該補助事業の完了の属する会計年度の翌会計年度から5年間保管しておかなければならない。

(その他)

第14条 この要綱に定めるほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に知事が定める。

附 則

1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

2 埼玉県防犯共助県づくり推進事業補助金交付要綱（平成24年4月1日制定）は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。